

農業センサスにおける農家の定義

加用信文

われわれが日常的に使う農家といふ言葉には、さほど厳密な概念規定を要せずして用を便するが、農村居住者たち具体的にどこまでを農家とみるかは、必ずしもその限界が明確でないようである。そこで、農業統計において、農家を調査単位とするいわゆる対人調査とりわけ農業センサスにおいては、何よりもまず農家の定義を明確にすることが絶対に必要となる。その規定の如何によつて調査領域(coverage)が変り、その調査結果にかなりの影響を及ぼすからである。

(註) 農業センサスにおける農家の定義、すなわち後に述べる調査単位の最低限度の設け方によつて、センサス結果に影響するものは、第一次的には農家数(及びその世帯員数)であり、それについて規模の大小等とは必ずしも函数的関係をもたない、建物・農具等の固定財の量とみられるが、耕地面積・作付面積・家畜数・作物及び畜産物の生産量等についての全体への影響は比較的小であるといえる。

かくて、農家の定義の変更または調査の精粗等によつて、農家戸数は相当大きな増減を示し、それが農家分類上は主として最低規模の戸数及び兼業(主として第二種)農家数の増減、その比重の変化として現われる。また統計総量としてはさほど影響をうけないとしても、耕地・作物・家畜等の生産統計を調査戸数と関連せしめて、いわゆる農家一戸当たり平均として

農業センサスにおける農家の定義

用うれば、それは定義の変更等の影響を敏感にうけるものとなる。しばしば用いられる農家一戸当り耕地面積のごときは、定義のとり方でかなり大幅に動きうるものであつて、たとえば戦前の一町一反から戦後八反余になつたといつても、それを無条件に経営規模の縮小の徵表とみるのは早計であるといわねばならぬ。

わが国の農業統計における農家の定義には、伝統的な「生業として農業を営むもの（世帯）」という規定がとられてきたが、その解釈にいくたびかいろいろの表現を装いながら、結局具体的にいかにして農家を把握するかについての実践的な規定として確立されず、最後の決は実際の調査に当る調査員のいわゆる「虚心坦懐の判断にまつ」という常套的言葉に逃げていた状態であつた。

わが国農林統計がもっぱら表式調査として行われた當時、農家について、その戸数が牛馬数等と同様、調査事項の一として調査されていたが、その前駆的な初期の農林統計（明治十七年に調査、その後中絶）及び明治二年の農事調査等に調査事項とされた農家については、なんらの定義も与えられていない。明治三九年以來、周知のように農家及び耕地に関する事項の調査が、農林省の農林統計とは別の独立した農事統計調査（農会委託）となつてからも、その調査様式（明治四一年に様式確立）等には、正式に農家の定義はみられないが、農林省の調査担当官であつた長沢柳作氏（『産業統計の理論と実務』昭和二年 七六一七七頁）及び長畑健二氏（『農林統計綱本』昭和一四年 三九頁）等の言葉によつて、農林省として「農家とは生業として農業を営むもの」との定義をとつてゐたことが判る。（なお、表式調査當時、万国農事協会の提唱による一九三〇年世界農業センサスに際し、わが国は耕地のみに関する対人調査（耕地調査）を昭和四年に実施することになり、この場合の調査単位とされる農家に対し、正式に「此の調査では農家とは業として農事を經營する世帯又は事業場を謂うのである」という定義が与えられた。）昭和一五年に農林統計に割期的改正（いわゆる近藤改正）が行われ、調査方法にも一部センサス形式（夏期・冬期の農業基本調査）が採用されることになり、農家が單に調査事項の一としてではなく、各種の調査事項を蒐集するための調査単位（調査対象または調査客体）として現わることになつたが——その前駆的なセンサスとして農家一齊調査（昭和一三・九・一）がある

——この場合の調査単位としての農家の定義は、正式には「農家とは世帯員中農業を営むものある世帯をいう」とし、農業を営むとは「業」とし、或は「生業」として営むことであるとしている。戦後の農家人口調査（昭和二一・四・二六）及び農業基本調査（夏期調査）の変型として行われた臨時農業センサス（昭和二一・八・一）にも、この農家の定義が踏襲された。

以上の定義を通じて謂われている、農業を「業」又は「生業」として営むとの意について、各調査毎にいろいろ註釈が加えられており、結局趣味娯楽のためのものでないということに帰するようである。しかし、それをいかにして判別するかについて、たとえば「生業か趣味娯楽かの判断は農業を行う当事者の気持によつて判断するのではなく、当事者がその仕事に注ぎこむ労働の状態によつて客観的に判断すべきである」（農林省「昭和一七年八月一日現在夏期調査概要」）とし、或は「生業とするという事は経済的物質的に生活のために活動、ことに労働する事であり、その結果は他面に於て相当程度の生活手段となる事を意味するものである。」（臨時農業センサスのための「一九四七年八月一日実施夏期基本調査の提要に代えて」）『國のいしづえ』一二・一三・一四合併号等の説明がなされているが、現実には全く判断に苦しむ。

そこをいま一步突きつめようとすれば、結局現実に当つての調査員の虚心坦懲的な判断にまつと逃げるか、或は具体的な問題に対する質疑応答の形で、いわゆる case by case に判断が下されていた——それが一種の判例的役割をもつ——にすぎなかつたのである。したがつて、従来の農林統計における農家の抽象的な定義は同じでも、実際の取扱等の上ではかなりの差異があつたとみられ、それが調査結果にも当然影響しているはずであるが、何分明白な定義の変更としてではなく、安易な取扱上の処置として行われたものであるかぎり、あとで検出のしようがない。それがまた取扱上の安易さを生むことになつていたとみられる。

(註) 従来の農家の定義上の苦心は、端的には農業を「業」又は「生業」として営むといふ場合の「業」又は「生業」をいかに解釈するかにあつたといえるが、字義的には「生業（なりはむ）」——ひは助辞——又は「業（なり）」といふ語 자체がもともと「五穀の生るやうに努める業」すなわち農業の意味であり、その農業が古来は生計をたてる唯一の手段であつたことから、後に至つて農業以外にも各種の職業が発生して生計の手段とされるようになつて、この語がその性質を問わず生計の途をた

てゐるあらゆる職業に充用されて「世すぎの業」・「家業」・「職業」・「産業」等の意に転化したものであるという。(落合文「言泉」、大根文彦『大言海』等参照)つまり、本来農業と同義語である「業」又は「生業」の解釈から、逆に業としての農業を規定しようとして、苦心してゐたことになる。ところで、その結果は前述のように、遂に生計の手段とはみられない趣味娛樂にあらざるものという解釈に落ちつくが、趣味娛樂についての積極的な解釈はなされていないのである。

昭和十五年のいわゆる近藤改正においても、農家の定義及び解釈としては公式に現われたところでは、「從來の農事統計と此の点に関しては趣旨に於て何等異なる所はない」(農林省「事変下我が國農家の概観」—『農林統計月報』四七号)といふ旨明通りであるが、近藤博士の本来意図されたところは、調査対象としての「農業を生業とする世帯」は、趣味娛樂のためのものはもちろん、さらにもつばら自給的のものを除いて、販売収入のあるいわゆる商品生産農家に限定するにあつたごとくである。すなはち「同じ動物や植物の生産、或は前述した如き農業であつても、商品生産と直接関係なきものは農家ということが出来ない」(『農林統計改正要旨』六八頁)と。もし、そうであれば、この定義は明確であり、この通り実現されれば、後で検討するように、農家そのものの実態または構造把握を目的とする調査として成立したであろうが、基本調査自体のもつ目的のうちには、農家の実態把握だけでなく、米作付面積・耕地面積・養鶏等の項目についての統計的総量把握の生産統計的目的が含まれていたことから、實際には自給生産を含む從來の定義の線に妥協せざるをえなかつたと推察される。しかしながら、この商品生産に限定しようとする考え方には、全面的には払拭されず、準農家(組合・会社等の法人)について「農業を営み其の生産物を販売に供するもの」として現われており——このため米作面積については、翌年の通譲(昭和一六・九・一三)によつて、販売せざる準農家の米作面積を追加調査することによつて補正された——その考え方には、跡を引いて、二〇年のセンサス形式の秋冬作総合作付実績調査にも残されているが、さらに、二二年の臨時農業センサスの取扱においては、同じ農家の規定のうちで、水稻については作付面積の大小に拘わらず自給生産のものも含めるが、畑作についてはその生産物を販売又は提供するものに限るという混合的な形となつて現われている。

なお各調査に際して、個々の具体的質問に応じて質疑応答の形式でその取扱いが示されている中で、あとに闡述してとくに注目すべきものとして、前駆的なセンサスである農家一齊調査の際に提出された質疑「耕地面積の合計が一畝未満のものも調査を要するや若し調査を要すとせば耕地面積欄の記入は如何すべきや」に対する「耕地面積の合計が一畝未満のものは農家として調査を要せず」の答がある。(その調査報告『わが國農家の統計的分析』三四頁参照)ここで自ずから重大な

農家の定義の一端が引出されているが、それが意識されず、またその後の農業基本調査の農家定義にも攝取されていない。

このように農家の定義の明確さを欠くことは、わが国の農業統計における大きな欠陥の一であつたといえるが、その明確化の契機となつたのが、一九五〇年世界農業センサスである。それは周知のように、FAO提唱のもとに、共産圏を除くいわゆる自由主義諸国四十余ヶ国に亘つて実施されたもので、わが國もそれに参加（昭和二五・二・一実施）するに当つて、予じめ各国共通に調査すべき最低限の項目等が提示されるとともに、とくに各国においてセンサスに包含すべき調査単位としての農場（farm or holdings）の定義の明確化が要望され、これが從来の国内だけの曖昧な農家の定義から脱して対外的に提示しらるような明確な定義に転換する契機をつくりだしたのである。ここにはじめて、わが国の農業センサスにおいてアメリカ的な規定を準用した明確な農家の定義が成立することになつた。

〔註〕 ここで農家の定義の明確化とは、正確には後で明らかにするように、主として調査単位としての最低限度の設定の意として用いているが、それはFAOの「一九五〇年世界農業センサス要綱案」の重要な提示事項の一つ「本センサスに包含すべき保有地（農場）の最小限度」として掲げられている。しかも、その限度に対して、なんらの標準も制限も指示されではない。このことは、農業センサスの手引の中で、次のとく述べられている。

「農家とは世帯員中農業を営むものある世帯をいう」（準農家の定義は略）この定義では非常に小さな農業を営むものをどの程度から農家、準農家としてとりあげたらよいかということが分らない。二畝や三畝の耕作をするものを農家とするかどうかということは調査員の判断によつて「虚心坦懐」にこれをきめるといいたてままであつた。調査の相手を一定の基準で、はつきりときめることは大変むつかしいことであるが、難かしいからと言っていつまでも調査員のめいめいの判断だけにたよつてはいけない。それに、今度行われる農業センサスは、全世界に行われる所以、誰がみても分る簡明な基準をきめ、それによつて、調査の相手をきめ、そのきめ方を国際連合の食糧農業機関に報告しなければならぬ。（農林省『一九五〇年世界農業センサス農業事業体、農業事業体名簿作成の手引』八一九頁）

しかし、このような国際的要請は、今回はじめてではなく、戦前の万国農事協会提唱の一九三〇年農業センサス（参加国農業センサスにおける農家の定義

三八ヶ国)の場合にもあつた。その際には、「一エーカー以下の農場にして、(1)一九二九年における農畜產物価額一〇〇ドル未満のもの(2)家畜を有せざるものを除く」という規定が國際的な標準として提示されたが、わが國はこれに顧慮することなく、從来のわが國の傳統的定義によつて、耕地のみの対人調査を実施した。(農林省農務局「一九三〇年施行世界農業實地調査標準式」大正一五年)なお一九四〇年世界農業センサスとして同様の企画があつたが、戰争勃発のため実施されなかつた。(農林省農務局「一九四〇年施行世界農業実地調査様式」昭和一六年参照)

かくて、わが国の農業センサスの農家の定義における從来の不明確さ・曖昧さの欠陥は除去されたが、新たにその定義自体のもつ欠陥がより大きく現われてきたのである。それは、あとで検討するように、アメリカ的規定のもつ主として調査技術的な欠陥(いわゆる価値基準における)及びこのアメリカ的形式をわが国に適用する場合の特殊の修正のしかた(いわゆる面積基準における)の両面において指摘されうる。とすれば、その定義の変更は、曖昧さによる第一線の虛心坦懲的な一種の常識による緩衝作用が失われるだけに、その定義の欠陥が強く調査結果に反映し、以前の調査結果との時系列的な不連続性を生ぜざるをえないことになる。もとより、統計の不連続性に拘泥しては、その割期的改正はいつまでも達成されないのであるから、敢て統計上の連続性を犠牲とするもやむをえないが——もつとも、集計・製表等の上である程度時系列的比較のできるような処理を講ずることが必要である——それだけに、その変更は確固たる科學的基礎の上に立ち、しかもわが国の実状に即したものでなければならない。

そこで、来るべき一九五五年農業センス(昭和三〇・二・一実施予定)を間近かに控えて、以下この問題について、やや立入つて考察してみたいと思う。

農業統計調査とくに農業センサスの調査単位としての農家をいかに定義するかは、単に定義として形式的な明確さだけでなく、その概念規定そのものが明確な科学的根拠に立つことが前提となる。この場合に問題となるのは、あくまでセンサスの調査対象としての農家の規定であり、それは必ずしも純理論的な或は通念的な概念と一致せしめることではない。一般に、農業統計における農家の定義上の要件は、典型的ないわば農家らしい農家を対象とした概念規定よりもむしろ、その対象把握の領域を測定するための境界、すなわち然らざるものとの間を、何を標識としていかなる量的限界によつて区別するか、を明かにするものでなければならない。

しかして、センサスが何を目的とし何を知ろうとするかによつて、当然その対象把握は異らざるをえないわけであり、その目的に即して対象（調査単位）とされる農家——農業センサスの歐米的な調査単位としての農場についていわれる「センサス農場」（census farm）に難じて呼べば「センサス農家」——は、通念的に農家とみられざるいわゆる非農家（非農場単位）を含む場合もあるし、また逆に通念的に農家とみられうるもの一部が排除される場合もありうるのである。したがつて、農業センサスにおける農家の規定は、まずセンサス目的との関連においてとりわけねばならないのである。

従来の規定はもとより、最近の世界農業センサスに際しての定義の改正においても、このセンサス目的との関連性が強く意識されてないために、たとえ形式的に明確化されても、何か割り切れざるもののが残ることになる。そこでセンサス目的との関連において調査対象としての農家が問題となるのは、次の二つの場合が考えられるのである。すなわち――

(A) センサスが、統計総量 (aggregate) の把握を目的とし、そのためのデータを蒐集する手段、すなわち單なる

対人調査の対象としての農家（または農場）が問題となる場合。（以下、これをかりに A 目的または内容的にいつて生産

統計的目的と呼ぶ)

(B) 農家(または農場)そのものの実態を把握するための対象としての農家が問題となる場合。(これをかりにB、目的、または内容的に社会経済的目的と呼ぶ)

(1) 前者のAの場合には、農業の諸現象すなわち耕地面積・作物の作付面積及び生産量・家畜数・農機具等の農業における生産物や生産手段の量的把握のため、いわばそれを吸い上げるパイプとして、農家(または農場)が対象となる場合であつて、個々の農家から申告または聴取等によつて得られた個別量を総合集計することによつて国や町村の農業統計(いわゆる属人主義統計)が作成されるのである。その調査の目的とするところは、個々の農家の個別量でなく、それを国または町村等に集計された全体としての総量が問題なのである。

したがつて、この場合の調査単位としての農家とは、単に農業生産が営まれる技術的単位または場所を意味するにすぎないのであつて、その調査の具体的目的とする調査項目によつて、それぞれの技術的側面をもつ単位、たとえば米の生産統計のための調査単位としては技術的意味での「米を生産するもの」(米作農家)、養蚕統計では「養蚕を営むもの」(養蚕農家)が対象となるのは自明である。

(事例) 米作農家とは世帯員中米作を為すものある世帯を謂う。(『米生産統計調査方法要綱』昭和八年)

このような対人調査において、牛馬等の大家畜の調査のごときは悉皆的に調らべることも比較的容易であるが、耕地や小家畜等については、極端にいつて一坪の耕地を耕し、一羽の鶏を飼つているものまで細大洩らさず調査単位として調査することには、多大の経費と調査技術的制約を伴う。とすれば、大量観察に著しい支障のない限りで、調査

領域に、何らかの標識による技術的な限界を設けることが必要となる。この場合、何を標識として限界を決めるかは、その調査しようとする事項又は生産部門に応じて、たとえば通常米作統計のための「米作農家」については米作面積、養蚕統計のための『養蚕農家』では掃立卵量・産卵量或は桑園面積、養鶏統計では養鶏数又は産卵量等が標識として選ばれることである。しかし、このような特定部門の調査では通常とくになんらの限界を設けず——せいぜい都会地等に地域的例外を設ける位で——農村地域で悉皆的に、その事項に関して調査する建前がとられるのが普通である。

ところで、問題は、ここでとりあげようとする農業の各部門に亘る生産統計的目的をもつ総合的な農業センサスの場合には、前述のごとく各調査項目の僅かでも該当する技術的単位を細大沌らさず悉皆的に調査することは極めて困難となるから、自からその調査領域を限定する事が生じてくることである。

もつとも生産統計的目的からすれば、一坪の菜園・一羽の養鶏をもつ単位まで調べることが理想であるが、ここでの農業センサスの場合は、多くの共通の調査事項を含むセンサス票による申告または聴取調査の対象として、どこに限界をおくかの問題であり、とくに近年センサス結果の集計において、個々の調査事項別に積み上げた数値だけでなく、各事項の相互関連（cross classification）を明らかにすることが、重要な任務となってきたから、これらを考慮して調査技術的な最低限度を設定すべきであらう。したがつて、その限度以下の微分的に散在する耕地・作物・家畜等については、総合的なセンサス形式でなく、事項別の連記式調査等の形式で可及的に詳細に調査することが望ましい。

ところで、センサスにおける調査単位の最低限度を設けても、その限度内の調査単位をいかに発見するかが問題となるが——それによつて調査単位名簿が作成される——その発見のためにも、各戸の実地調査が必要となる。アメリカでは、農業センサスと同時期に人口センサスが併行的に行われ、まず人口調査票によつて各戸の耕地・農業生産額等の農業センサスの単位判定に必

重要な事項が悉皆的に調査され、それによつて調査単位（センサス農場）を発見し、同時に農業センサス外の農場数及びその耕地等が把握できるような仕組みになつてゐるが、わが国では、従来このよだな合理的な発見の方法がとられてなく、またセンサスの領域外のいわゆる非農家に属する耕地等も不明である。来る一九五五年の農業センサスは、わが国では部落抽出の master sampling の方法がとられる予定だそうであるから、予じめ調査部落全戸についての最低必要事項の調査を行い、それによつて調査単位を発見することにすれば、従来の欠陥は是正されるものと思う。

この場合、農業センサスの調査事項が農業各部門に亘る関係から、前述のとく特定部門からの单一の物的標識を用いるわけにはゆかない。ただ農業の範囲をいわゆる耕種部門に限定すれば、その共通の生産手段である土地（耕地または農用地）が一元的な物的標識として選ばれる。すなわち、通例經營規模の指標とされる耕地面積によるいわゆる最低規模の設定がこれである。

(註) 調査農家の限界は、端的には農業經營の最低規模の設定といえるが、その規模指標として、従来から最も普遍的に採用される耕地面積を調査農家の調査限界に用いようとする考え方は、わが国でもかなり古くからみられる。たとえば、耕地統計調査（昭和四年）においては「都会地における学校試験場以外の農家に非ざる者の經營する耕地に付ては、其の經營耕地を通じて三畝未満の場合にはこれを調査しないこととする」とあり、また全国農家一齊調査（昭和一三・九）の取扱にも前記のごとく耕地面積「一反歩未満のものは農家として調査を要せず」としてゐるが、戦後の農地調査（昭和二四・三）には明確に「内地において一畝以上、北海道において一反歩以上を耕作しているものはすべて農家として取扱う」とし、食糧庁の行政上の業務統計として昭和二四年以來実施している經營規模別米麥生産地帯の作付面積の調査は、その最低限界を一畝としていることである。なお、戦前の系統農会及び農業会の会員資格にも、後述するように、「一部に面積の基準の考え方がみられ、戦後の協同組合法にもとづく模範定款例にも、組合員の資格として、(1)一反歩以上（北海道にあつては四反以上）の土地を耕作する農民、(2)一年九〇日以上農業に從事する農民」を掲げている。

しかるに、一般に農業統計の対象とする「農業」の範囲は、世界共通的に単に耕種のみでなく養育部門を含ましめ

るのが通例であり、わが国では從来からこれにとくに重要な養蚕を加えて、耕種・養畜（養禽・養蜂を含む）・養蚕の三者をもつて農業の範囲としており、農業センサスでも同様の規定をとつてゐる。（農業統計調査の農業の規定について、詳しく述べ、農林省統計調査部『農業及び農家に関する諸定義集』第一部を参照）したがつて、耕種面の共通な生産手段としての耕地を標識とする最低限界（面積基準）だけを設けることは、耕種を伴わない——若くはその面積基準以下の——養畜・養蚕を営むものは、相当大規模なものでも調査圏外に排除されざるをえないことになる。

これは昭和一五年の改正前までのいわゆる農事統計（農会委託）の調査対象としての農家について指摘されるところである。すなわち、当時の農家の定義には「農業とは生業として農業を営むものであり、農業を営むものとは耕種・養蚕・養畜の何れか一を行ひ又はその二三を兼ね行うものをいう」と規定しながら、「但し全然土地を耕作しないものは含まない」という限定がつけられている。これは明らかに規定上の矛盾であるが、実際には農事統計には養蚕・養畜に関する調査事項なく、もっぱら耕地所用及び保有（経営面積）に関連しての農家の調査であつたから、養畜・養蚕農家は当然調査圏外におかれていよいわけであり、そのかぎりで調査上の矛盾はなかつた。しかるに、これがそのまま最初の農業センサスの全国農家一斉調査（昭和一三・九・一）に適用され、しかも、養畜・養蚕をそれぞれ経営的に独立した農業業態をみて、その業態別の区分をすら行つてゐることは、その矛盾を露呈したものである。昭和一五年の改正によるセンサス方式の導入は、当然この点が是正さるべき必然性をもつてゐた。その結果、昭和一六年以降のわが国の農林統計に「土地を耕作せざる農家」が現われることになつた。

ところで、養畜部門は、家畜 자체が最大の生産手段であり、しかもその種類が多種多様であるから、耕種部門のごとく一元的な物的標識による調査限界を割りえないのである。ここに、養畜・養蚕部門を含めた農業センサスにおける農家の領域設定上の悩みがあり、昭和一五年の農林統計の割期的改正によるセンサス形式の導入にもかかわらず、その調査単位の農家の定義は曖昧化し、結局從来通り調査員の虚心坦懲的な判断に委ねざるをえなかつたゆえんがあつた。

この難問を解決するには、養畜・養蚕部門について、その種類別にそれぞれの物的標識を設定するか或は共通の標識としては価値的標識をとる以外にはないことは明らかである。前者をとれば、農業センサスの農家の最低限界としても当然多元的標識となるが、後者をとれば耕種を含めて一元的な標識化しうる。

しかし、実際の經營では耕種・養畜・養蚕は結合的に行われる場合が多いから、生産統計的目的の調査領域を決定するためには、まずその中心部門の耕種部門についての物的限界（面積基準）を基本的規定とし、その限界以下の養畜・養蚕について従属性の例外規定を設ければよいわけである。すなわち、従属性規定に前記の多元的な物的規定をとるか又は一元的な価値的規定をとるかに帰着しうるのである。アメリカの農業センサスは從来から後者の立場をとつてあり、わが国の一九五〇年センサスにはこれを準用して、はじめて明確な農家の定義が成立したのである。これについては、あとで詳しく検討することにする。

(II) ここで、ひとまずAの場合を打切つて、Bの場合の規定に移ろう。これは、前者のごとく生産物や生産手段の総量を把握するための手段としての対人的な調査単位としてではなく、農家そのものの実態を把握することを目的とするものであるから、農家（調査単位）について何を調査するか（調査事項）という以前に、対象として捉えようとする農家自体の概念規定が必要となる。その規定は、少くとも純技術的な単位ではなく、なんらかの経済的または社会的（乃至は社会経済的 socio-economic）な意味をもつ単位といえよう。

この単位は、A目的の単位との関連において、次の二つの場合が考えられる。

(1) B目的の経済的（または社会経済的）単位が同時にA目的の技術的単位を前提とする場合、いわば技術的—経済

的単位である場合

(2) Bの経済的(社会経済的)単位が必ずしもAの技術的単位を前提としない場合

である。前の場合は、たとえば農業センサスによつてその実態を把握しようとする対象がいわゆる農業を営むものに限定されば、それは当然技術的な生産単位(または農業經營体)を意味する。しかし農業生産単位全部が社会経済的な単位としての農家であるとはかぎらない。そこには技術的な生産単位であつても、いわゆる非農家群が存在する。ただこの場合の非農家は、A目的の場合の技術的な最低限界以下の生産単位に属する非農家の範囲とは異なる。すなわち、この場合の農家と非農家の限界は、単なる生産単位の技術的規模でなく、なんらか社会的・経済的標識によつて割されたものであるといえる。したがつて、この場合のいわゆる非農家には、Aの場合の限界以下の非農家のみでなくAの限界内の農家をも含みうることになる。つまり、(1)の場合には、A目的の技術的規定に該当するもの全部が必ずしもB目的の経済的(社会的)規定を満足せしめるものでなく、いわばAとBとは同心円的関係にあり、BはAの内円に相当する。

次の(2)の場合には、B目的の経済的(社会的)規定が必ずしも技術的・経営的規定を前提としない場合であつて、極端には二つの領域が全く別個の・いわば全然交わらざる二つの円の関係にある場合と、二つの領域が一部重なる・いわば交わる二円の関係にある場合がありうる。農業等の特定産業部門だけのセンサスについては、大体後の場合の関係として考えればよいと思う。

総じて農業部門における純技術的な生産単位(または経営単位)に限定されない社会的・経済的単位としては、広義的には農業純生産を現実の所得源とする社会経済群、すなわち農業生産の直接担当者としての経営者のはか、それに

雇用されて賃金所得をうる農業労働者及び土地所有により地代所得をうる地主の三つの群が存在し、この三者が農業の基本的な階級を構成している。さらに、調査領域をしばしば農村社会学の調査対象とされるように、都市に対応しての農村社会圈における農業以外の職業をも含む社会群にまで推し拡げることもできる。

従来の統計としては、たとえば土地所有者（地主）に関する調査（旧農事統計調査における耕地所有者戸数の調査、昭和一六年四月の「田畠所有状況調査」、また大正一五年の「五十町歩以上の大地主に関する調査」）、農業労働者またはこれを含めた農業従事者に関する調査（大正八年の「農業労働者に関する調査」、昭和一四〇一六年の各年二月一五日現在調査の農村労力調整調査を集計した「農作業従事者に関する調査」、労働者の毎月実施している「労働力調査」等）等はあるが、未だ総合的なこれら各社会群の階級関係（支配・被支配の関係等）・社会関係等については、局部的な農村実態調査とくに部落調査などでこの面にふれている（最近の代表的のものとして農林省農業経済局の『農村社会組織調査』福武直編、昭和二九年）以外に、一般の農業統計とくに農業センサスの調査対象に、これらの各社会群を包括した例をみない。

元來共通の調査項目について大量的に調査しようとするセンサス形式において、異つた社会群にまで拡充して調査するのは、人口・職業調査（人口センサス）等を除いてはあまりみられない。いわんや、特定の産業部門について、社会経済的目的をもつセンサスにおいては、調査単位は同じ範疇の社会経済的単位であることが普通である。すなわち、農業の生産活動の主体としての社会経済的単位としての農家をとれば、それに純粹の農業労働者及び地主を包摶しえないと解すべきであろう。もつとも、農家が一人格として地主または農業労働者を兼ねる場合のあることはもちろんである。

統計的対象をはなれて、元來農家の概念自体に、どこまでの範囲の社会群を包摶しうるか。まず農家の概念は、農業外の他の

職業層をも含む農村居住者全体を覆いえなことは明らかであつて、農業純生産を所得源とする經營者（企業者）、地主及び農業労働者の三者どこまでを包摶しうるかである。從来から經營者機能をもたない純農業労働者は農家の概念から除外されるが、地主はしばしば一種の經營者的な性格をもつものとみられていた。それは、戦前における高率物納地代制のもとについた地主層は、農産物の販売面において物納地代部分の大きな販売者として現われていたばかりでなく、さらに生産面においても、しばしばなんらかの支配権を保持し、直接には土地改良投資等を通じて一種の生産的機能をもつものとみなされてきたからである。その一つの現われとして、初期の公の米の生産費調査（臨時産業調査局の『米生産費調査』大正八年）の中に生産者と並んで、「地主の米の生産費」なる奇怪なる調査が行われていた。また戦前に、農家とは現実的には農会の会員を意味するともいえるが、その農会（農業会）の会員資格にも、明らかに地主が含まれており、——純農業労働者は除外されている——農会が実質的に地主団体としての色彩を強く帯びていたことは、周知のことである。同様のことが、戦前の産業組合についても指摘される。とくに販売組合における地主層の利用度と支配は著しいものがあつた。

しかしながら、地主層は農業生産に直接間接の支配・指導・影響力をもち、また土地改良等の生産的投資を行つたとはいえ、地主そのものが生産者的機能をもたざることは明らかである。況んや、戦後の農地改革によつて、大半の小作地は解放され、一部小作地においても原則として金納地代に転化された現在において、純地主に擬制的にせよ經營者の機能を認める余地は存しない。すなわち、純經營者機能をもつものとしての農家の概念からは、農業労働者はもちろん、地主も排除せられるのである。

(註) 大規教授は、農業純生産を直接所得源とする地主・農企業者及び賃労働者の三者を総括したものを「農民」とされ、そこのうち利潤所得者たる農企業者のみが「農業者」であり、地主はこの意味での農業者に非ずと断乎否定されている。(大規正男・地主は農業者なりや——『農業經濟の基本問題』所收)

つまり「農家」は、この大規教授のいわれる「農業者」——もつとも必ずしも純企業者的資格を帯びざる非常利的な經營者をも含む意味での——個人が所属する世帯概念に当るとみてよいであろう。

從来の統計用語としての「農家」でも、原則として地主及び農業労働者の世帯を除外する。ただ農事統計調査の規定のう

ち、耕地所有の広狭により區別した農家戸数の調査だけの「農家」には、特例的に「耕作に從事せざる地主を加う」としており、つまり農事統計調査では農家の意味を普通の地主を含まざるものと、含むものとの二通りに使いわけているが（長畑健二・前掲書三八一三九頁）、公表された農事統計表には「耕地所有者」と改めてある。なお、農業者という語が農業統計上に用いられた例は、昭和一五年の改正によるセンサス形式の農業水産業基本調査であるが、そこでは農家及び準農家の両者を含む総称として用いられている。（一九五〇年世界農業センサスでは、この両者を総称して農業事業体と呼んでいる。）また農民なる語はまだ公の統計用語に用いられた例はないが、現在の農業協同組合にいう組合員の資格をもつ農民とは「自ら農業を営み又は農業に從事する個人をいう」とし、農業労働者を含むものと解される。

かくて、社会経済的単位としての農家なる概念には、地主及び農業労働者を含まず、農業生産の直接の担い手である農業經營者のみを意味するものとすれば、センサスにおけるいわゆるB目的のための農家とは、A目的の單なる技術的単位としての領域内に含まれる・いわゆる同心円的關係にあるといえる。つまりB目的の農家の調査は、農業生産の技術的・社会経済的単位としての農家の性格・生産構造を明らかにすることにほかならない。

事実、農業センサスに近年かかる要請が著しく高まつてきているのである。それは、一般的には、農業のいわゆる安定的上昇期においては、農業の發展が農家の一般の利益・福祉とほぼ並行的に追求されえたから、農業統計も主として全体の資源的總量を示す生産統計で事足りたが、その發展の裏に醸成されつつあつた相對的過剩生産の發現・階層分化の促進・地域的利害の対立等が激化し、とくに一九三〇年代の世界的農業恐慌以後において農業の發展とその担い手である農家の利益・福祉との並行的關係が破れるに至つて、農業統計も單なる資源的總量（aggregate）ではなく、農家の実態を示す農家単位の統計（statistics on per farm basis）が要請されることになつた。もつとも、第二次世界大戦を頂点とする戰時經濟の進行は、統計がもつばら資源量的把握に重点があかれる機運をつくつたが、戰後再び農林統計に対する農家そのものの実態把握の要請がいつそ強まつたといえる。

この点に関し、久我農林統計課長は、農業センサスの課題として、次のとく指摘されている。

「世界農業センサスも近藤改正以降の調査と同じような趣旨をもつたもので、……農業の基本的構造を把握することのための努力がほとんど等閑視されたきらいがあり、その意味から、国際的要請によつたものとはいえ、八・一センサスよりその面において退歩したと思われる点すらないとはいえないと思われる。現在ほど農業の基本構造メカニズムとその変化の方向、あるいはその速度を明確に把握することの必要な時はない……。そこで来年度のセンサスは、本来的意味の農家構造の把握に視点をおいた第一義的な最初のセンサスになるような抜本的新構想の企画を意図しているのである。」（農林統計の現状と問題点――『農林統計調査』四〇一）

このように、農業センサスにも新たにB目的が重視されるに至つたが、従来のA目的が不用に帰したわけではなし。いな、農業統計における生産統計的＝資源的把握の必要は、時代や立場の如何に拘わらず依然重要であり、益々科学的な精密な統計方法の採用を促がしているのである。とくに、近年における小数標本調査法（small sampling method）の採用は、著しく資源調査の上での割期的躍進を齎らすものであつて、生産統計的目的だけでの農業センサスの役割は相対的に減退したといえるが——もつともセンサスが無用化したわけでなく、小数標本調査法が主として収量等の動態統計の方法とされるに対し、センサスは主として土地・生産手段等の静態統計の方法とされることにより両者は補完的意義をもつ——農業センサスに前述のBの生産構造的把握の目的を加味することによつて、その独自の地位を確立し、さらに新らしい役割を帯びるのである。すなわち、農業センサスにおける従来のA目的が否定されてB目的に移行するのではなく、依然A目的の意義を保ちながら新たにB目的が加わるべき必然性をもつといえる。

それは前述のごとく、A目的の農業センサスの調査領域内に内田的にB目的の調査単位が包括されることを前提としているからである。それを、もしそれぞれ別個のセンサスで行うとすれば、多大の経費と労力の重複的ロスである

ばかりでなく、Bの領域の農家が全体の農業生産に占める比重・関連等がみられないことになる。

かくて、農業センサスにA目的のほかにB目的が加わつたとしても、後者の領域が前者の領域内にあるかぎり、全体のセンサスとしての調査領域は前者の領域によつて規定されるわけである。換言すれば、従来A目的のセンサスの場合と同様、その技術的な最低限度によつてセンサスの調査単位としての農家が定義づけられるべきである。したがつて、B目的の社会経済単位となる農家は、主として集計・製表の際に——とくに異つた調査票を用いないかぎり——区別して、その分析に適するよう、加工されればよいことになる。

それでは、この社会経済的単位としての農家を單なる技術的なセンサス農家と区別しうるそれ自体の領域は何であるか。それには、さし当り次の三の領域が考えられると思う。

(1) 現実に、または社会通念的に農家（又は農場）とみられている領域

(2) 農業政策の対象となる領域

(3) その他のなんらかの基準によつて割された領域

まず(1)は、その領域を現実の社会通念的領域と一致せしめようとする場合であり、たしかにそれは農業としての社会経済的単位であることは明らかであろうが、その領域は地方又は部落等によつて異なり、必ずしも共通の客観的基準をもつものとは考えられない。とくにいわゆる兼業農家の場合、ある地方では農家とされ、他の地方では農家とみられないことがありうる。したがつて、これをもつて普遍的な領域とはなしえない。

次に(2)の領域は、前述のごとく、農業政策が農家を対象として講ぜられる上には最も直接的であるが、現実に各種の具体的な政策の対象とする領域は必ずしも同一ではない。たとえば純産業政策の対象としての企業的独立性をもつ

農家と社会政策的な救農施策の対象となるべき農家とは、自からその領域を異にせざるをえない。またたとえ、そのセンサス時の政策上の重点的要請に応じて一義的な領域を割らうとしても、行政の推移・変転によつて使えなくなるようなものでは、定期的センサスにおいてとりあげるべきでないであろう。

そこで、われわれは、社会経済的単位として、農家の領域を最後の社会通念又は政策以外に求めざるをえない。抽象的には、いろいろ農家の定義づけをなしうるであろう。通常農家とは家族經營として家計（消費経済）と經營（生産経済）の未分離な個別經濟単位であるといわれるが、その經營（農業）面をいかに規定するかである。從来わが国の農林統計の伝統的定義である「農家とは業又は生業として農業を営むもの」というのも、この面の規定の一例といえるが、その是非は別として、それが統計的把握の対象の規定としては不充分であることは、すでにみたごとくである。その經營面が貨幣経済的な企業的性格をもつものに限定すれば、その規定は自から明確となる。いわゆる産業分類は、主として現金収入源から各産業の經濟単位を規定せんとするものであつて、この尺度からは当然現金収入を伴わない自給的なものは産業として認められない。現にわが国で毎年各産業に亘つて実施されていいる事業所統計調査の調査対象とする事業所（establishment）とは、産業分類の規定に従つて現金収入を伴う營業単位であり、しかもその産業の種類は、もつばら主義的なもの（過去一カ年の現金収入の最も多いもの）によつて規定されることになつてゐる。この調査から農林水産業のみは除外されてゐるが、農業にも適用するとすれば、いわゆる自給農業及び第二種兼業は除外されて、專業及び第一種兼業でしかも商品生産的農業のみが農業の事業所として数えられることになる。（前述の近藤博士の本来の改正要旨には、このような意図が窺われる。）

（註）参考までに、一九五〇年農業センサスの抽出調査の結果では、專業農家でしかも現金收入三万円以下の非商品生産農業農業センサスにおける農家の定義

に属するものが約百万戸（調査全農家の約一六%）もでている。これは、極めて特例的な事情によるほかは、一般には考へられないことで、実際には商業收入のあるものか或は三万円以上の農業收入のあるものが調査上相当多く混入していることつまり、その農家分類がきわめてずさんであることを端的に示している。

このことは、各産業に共通する明確な経済的な定義を自給的色彩の濃厚な小農経済にそのまま適用し難いことを物語るものである。といつても、本来農業のみに通用する独自の事業所概念をもつものではない。ただ農業では、自給経済的な面をも、土地利用に立つ食糧生産的機能をもつ第一次産業として無視しえない国民経済的意義をも認めるこによつて、いわゆる農家の概念領域を事業所の概念領域より広く、自給生産面をも包摶しようとするからにほかならない。しかも、その統計的領域を一義的に確立しうる根拠はもちえないものである。つまり、純粹にもつばらB目的のための農業センサスの調査領域を確立しようとしても、一義的な・確定的な領域を割りうるものではなく、せいぜいA目的の技術的領域の中で、有意的に区分しうる領域をもちうるにすぎないのである。だからといつて、その有意的区分のもの意義を没却するものではないのである。

（註）わが国の農業センサスの調査単位である農家は「農業を営むものある世帯」として世帯概念をとつてゐるが、センサスの対象とするところは、農業（生産経済）面であつて家計（消費経済）面ではない。農業以外の中小商工業等にも、家計と未分化の家族經營が少くなくないが、産業分類の単位とする「事業所」とは、もつばらこれらの営業面のみにつき、しかもそれを「仕事が行われてゐる一定の場所」と規定してゐる。歐米の農業センサスの対象とする「農場」（farm）又は「保有地」（holdings）も、農業の當まるる一定の物理的場所を指称するものにほかならない。（一九五〇年世界農業センサス要綱案の農場の定義にも、「本センサスの目的にとつては農業センサスのための全部あるいは部分的に使用されるすべての土地で一人の人によつてかかるいは他人の援助をうけて指揮あるいは經營されている土地のことであつて、その名称・規模・あるいは位置等をとわない」としてゐる）これは、從来からのアメリカの農業センサスの農場の定義とほぼ一樣である。イギリスの農業センサスでは、農場よりも保有地（holdings）の用語を用いてゐるが、それも明らかに土地 tract of agr. land

を指している。もつとも、歐米の農場なる名称も、通念的には單なる農業生産の営まれる場所の総てを指すのではなく、ある大きさをもつものである。アメリカの場合、いわゆるセンサス農場はその地方で農場とみなされないものまで含むといわれている。

わが国の農業は、歐米のごとく經營内の各地目が有機的に結合された集団的な「農場」形態をとらず、いわゆる散地經營として営まれ、住居も經營地と離れて存在しているから、調査対象を農業の営まれる物理的な場所としての農場とすることは適当ではないであらうが、少くとも經營面を対象として「農業經營体」とするがふさわしいであらう。わが国の一九五〇年農業センサスでは調査単位を総称して「農業事業体」と名づけているが、前述の「事業所」の語が現金收入を伴う營業に限つて用いられているから、農業の場合、非営利的な自給生産をも含めたものとしては事業体よりも「經營体」の名称が適当と思われる。しかも一九五〇年センサスの「農業事業体」は分れて「農家」と「その他の事業体」としているが、せつかく農業事業体なる名稱を用いるかぎり、前述のごとく單に技術的単位としての農業經營体を対象とする意味では、從来の種々の概念がまつわる農家なる名稱をさけて、「(普通)農業事業体」等の語を用い、從來の準農家を「特殊農業事業体」とも名づけた方がよかつたと思う。(なお調査単位を事業所や農場とするといつても、調査は当然その經營主について行うのであつて、その調査項目に經營主の世帯員や職業・收入等が含まれることは、不自然ではない。アメリカの農業センサスでも、かかる調査項目が含まれている。)

しかし、技術的単位としてのセンサス農家から、社会経済的な単位としての農家を分離して、その実態を把握する

ことはきわめて有用であるとしても、実はその分離のみが絶対的な意味をもつものでない。社会経済的な単位として分離された農家群そのものが同質的なものでなく、その中に各種の社会経済的な異質性を含んでいることである。それはさまざまの様相を呈するが、とくに問題となるのはいわゆる階層的な差異といわれるものである。總じて資本主

義の発展がその階層的分化を促進し、階層間に著しい利害の相剋・摩擦を造り出すことは、敢て述べるまでもない。政策の上での従来の割一主義は、もはや実践的に無力であることを証明されるに至つてゐる。割一主義のもとにおいて統計的に愛用された平均農家“average farm”的概念は、今日ではむしろ眞実に目を蔽はしめんとする用途しか残されていない。

このような情勢にあつて、新らしい農業センサスの任務も、農家と然らざるものと区分してそれを無差別に把握することだけでは不充分であつて、農家そのものの階層的差異・その分化の様相を realistic に把握するものでなければならなくなつた。その要請は、前述のごとく、とくに一九三〇年代の未曾有の経済恐慌を契機に著しく強まつたものといえる。各国の農業センサスの上では戦後急速にこのための強い反省の曙光が現われはじめてゐる。来るべき一九五五年農業センサスに対し、農林統計当局が「本来の意味の農家構造の把握に視点をおいた第一義的な最初のセンサスになるような抜本的新構想の企画を意図している」といふのも、主としてかかる抱負のもとにおいてであろう。

かくて、本来的な農家群自体に各種の異質性とくに階層的差異を孕むものであり、その階層的区分＝グループ分けに第一義的意義があるのであり、農家と然らざるものとの区分は、むしろその階層区分における一つの境界線となるべきである。いわゆる脱農民化 (Entbauerung) の現象は、農家の階層分化の極限的現われにすぎない。

したがつて、農家の定義つまり農家と然らざるものとの区分はほんらい農家の階層区分自体の方法論によつて第一義的に規定さるべきものであると思う。とすれば、この問題は本稿の範囲外に逐へやることになつたが、ここで結論的にいえば、経済規模別区分と専兼業区分との組合せにより、副業（第二種兼業）的な且つ一定の経済規模未満のものが、本来的な農家と区別されうると考える。

ルリド、アメリカの農業センサスにおけるこの問題の取扱いについて、簡単に述べておこう。一九四五年センサスで、農場の新らしい経済的区分 (economic classification of farm) が行われたが、その区分のしかたは、生産額を主要指標、土地・建物価値 (value of land and buildings) を副次指標として、第一次分類としてセンサス農場を『農場単位』 (farming unit) と『非農場単位』に大別し、前者を右の二つの指標の基準によって五の経済階級 (economic class) —— それぞれ名称を附して大規模農場 (large-scale farms)、大・中・小の三つの商業的家族農場 (commercial family farms) 及び小規模農場 (small scale farms) など—— に区分し、非農場単位は、且として経営主の農場外労働 (operator's labor off farm) を指標に用ひ、その100畝以上のものを商業的単位 (commercial units)、100畝以下のものを名目単位 (nominal units) とした。一九五〇年センサスでは、これを改正し、農場単位と非農場単位の名称的区分を設けず、生産物の販売額の基準によつて、『商業的農場』 (commercial farms) と『他の農場』 (other farms) に大別し、前者を六の経済階級に区分し、後者は一九四九年の経営主の農場外労働日数 (work off the farm) と経営主の農場外所得 (non-farm income) の依存度等によって商業的農場 (part-time farms)、既住農場 (residual farms) 及び特殊農場 (abnormal farms) に分けられた。 (詳論せ、H. R. Benedict, H. R. Tolley, F. F. Elliot, Conrad Tauber; Need for a New Classification of Farms—*J. F. E.*, Nov. 1944, K. L. Bachman, W. D. Goossell, R. Hurley; Appraisal of Economic Classification of Farm—*J. F. E.*, Nov. 1948 等参照)
この調査結果では、商業的農場の全体に対する比率は、農場数では六八・九%、農地面積では八八・一%、農場生産物の販売額では九七・五%である。*(R. L. Skrabaneck; Commercial Farming in the United States—*Rural Sociology*, June 1954)*

III

そこで最後に、わが国における農業センサスの調査単位としての農家 (農業經營体) をいかなる標準によつて、その

最低限度を規定すべきかについて検討しておこう。すでに述べたように、一九五〇年農業センサスではじめて明確な規定が行われているから、これを検討の材料としよう。その定義は、次のとくである。

農家とは、農業經營を行つてゐる次に示す最低規模以上を經營する普通世帯である。

(1) 最低規模——A 地域(東日本)では、經營耕地面積一反歩以上、B 地域(西日本)では五畝以上。

(2) 例外規定——最低耕地面積にみたないものでも昭和二四年内に農業生産物の販売価額が一万円以上あるもの。

(註) これと対照的に、アメリカの一九五〇年農業センサスの農場の定義を示せば、次のとくである。——三エーカー以上の土地で、一九四九年における農業生産物の価値(家庭菜園を除く)が一五〇ドル以上であれば、農場とする。三エーカー未満の土地でも、農業生産物の販売価額が一五〇ドル以上のものは農場に入る。

これは、アメリカ的規定の日本版ともいふべきものであつて、土地面積と価値との二元的標識を採用している。すなわち、主として土地に依存する耕種の最低限度を劃するものとしての土地面積と、土地を所要すること少き高等園芸及び養畜等の限界を劃するものとしての価値額とを、併置した包括的な定義の態をなしてゐる。このうち、土地面積の限界は、わが国でもかなり前から存在しており、農地調査等の特殊センサスにはすでに規定されたことがあるが、農業センサスの定義として確立されたのは、これがはじめてである。土地面積の基準を補完する意味での例外的な価値基準は、もちろんわが国に從来みられなかつたものである。

(註) イギリスの農場(holdings)の規定では、①面積基準(一エーカー)のほか、②その經營者がその土地から年々法定の収益(return)をえていることを条件としている。(Edgar Thomas; *Introduction of Agricultural Economics*, 1949, p. 126)

この一つの標識による最低限度の規定のしかたについて、次のような問題がある。

(一) 面積基準について

この規定は、耕種農業を対象とするかぎり技術的には妥当なものと認められる。しかるに問題は、この面積基準は全国一律であるべきにもかかわらず、わが国の規定では、その最低面積をA地域（東日本）とB地域（西日本）とで区別している点である。その理由を審らかにしないが、全く了解に苦しむところである。

(註) 農林省のセンサス担当官の「世界農業センサスができるまで」（『國のいしづえ』三六号附録）の説明の中でも、面積基準については「日本で農家の最低規模をきめるとき、すぐ頭に浮ぶのは一反とか五畝とかいう耕地面積である。FAOの指示でも最低規模はなるべく低くきめることのことであるから、一反とか五畝とかいう面積がまず妥当であろうと考えられた」とあるだけで、なぜA・B両地を区別する要があるかは、なんら説明されていない。

一般に東日本と西日本の土地利用の集約度一とくに水田の一毛・二毛作の区別一や經營規模等の差異を考慮したものにせよ、千葉・埼玉・群馬・新潟・富山を結ぶ両断線（A地域の西境）が、その東西でこのような面積の段落を設けるほどの根拠があるとは考えられない。問題は、むしろ前述したように、調査単位の規定とセンサス目的との関連が充分に理解されていなかどうか——いわゆるB目的の意識が混入していいためではないか、とも想像される。

一九五〇年農業センサスは、周知のように、FAOの提唱のもとに、共産圏を除く六〇余ヶ国が参加によつて行われたものであり、そのセンサス目的には、「作物栽培面積・家畜頭数・土地・労働力・農機具及び農産物の生産に関する記録」をうることを目的として掲げてあり、もつばら前述のA目的すなわち生産統計的目的をもつことは明らかである。とすれば、その調査単位は当然技術的単位としての最低限度の規定でなければならぬ。しかも、A目的の最低限度は、調査技術的に許されるかぎり低ければ低いほど望ましいわけである。その要綱にも「果実・野菜・卵等のごとき重要食糧生産について小經營のもつ重要性に鑑み、最低限度はできるだけ低くすべきことが要望される」と

記されてゐる。(これと同様のことは、一九四〇年世界農業センサスのための万国農業協会の提案の中にもみられる。)ところで、前掲の A・B 両域間での面積基準の差別は、両地域における調査技術的な観点からは生じえないはずである。アメリカの農業センサスにおける歴史的伝統をもつて三エーカーの限度も、国内とくに西部(West)と東部(East)間の農業形態・經營規模等の著しい差異にもかかわらず、全国一律的のものである。(イギリスは一律一エーカー限度)現にわが国でも、前年の農地センサスでは全国一律に最低一畝歩を限度とした調査が実施されており、また最初の農業センサス(昭和一三年全国農業一斉調査)における取扱いでも——質疑応答の形で——一畝を限度としているのである。

要するに技術的限界の標識に土地面積をとること自体には問題はないが、その基準は当然全国一律的に規定されるべきものであり、前掲の両地域の一反及び五畝のいずれかを全国一律の基準とするか、さらに別の最低面積を選ぶかである。(但し内地と農業事情の異なる北海道には、従来通り例外的な基準を設けることが望ましい。)特殊の農地センサス等でとられた一畝の限度は、農業センサスでは調査技術的にも、また集計上にもやや過小にすぎるとされるなら、三畝程度(前例としては、昭和四年の耕地調査の際、都合地の調査限度として三畝が採用された)を限度として考えればよいであろう。

(1) 値値基準について

これは例外規定として、面積基準を補完する意味をもつが、具体的には、全然耕作を伴わない養畜(養蜂等を含む)・養蚕と僅小の土地利用によつても可能な高密度集約的農耕(いわゆる高級園芸栽培等)等が意識されているのである。それにもかかなる価値標識をとるかについては、通常生産手段の価値でなく生産物の価値が選ばれるが、それには自給部分(生産物の經營及び家計仕向)を含めての総生産物価額 gross value of products と商品化部分に限つた販売価額 total value of products sold が一つがありうる。アメリカの農業センサスでは、一九一〇年センサス以前記の

面積基準（三エーカー）と並んで前者の生産価額基準（二五〇ドル）がとられてきたが、最近の一九五〇年センサスでは後者の販売価額基準（一五〇ドル）に転換されたのである。わが国の一九五〇年農業センサスでは、このアメリカの最近の販売価額標識を採用しているが、なぜこの方を選んだかについても、その根拠が明白でない。

この価値標識 자체については、検討するべきいくつかの問題がある。

(1) まずこの価値標識の調査上のもの特徴は、土地標識が調査時点における現状主義（静態的標識）であるに対し、これは過去（一ヵ年）の実績主義（動態的標識）に立つ点である。すなわち、例外規定の主たるねらいである耕作を伴わざる養畜面にはこの実績主義で律せられるが、耕種面には現状主義で判定されるということである。端的にいえば、新設の養畜経営では、調査時点にすでにどれだけ大規模の家畜飼養を行つていても、面積限度に達しないかぎり調査から除外されることになる。温室經營等についても同様である。

(註) アメリカの一九五〇年センサスの調査員の手引には、特例として、既存の農場に入った新経営主 (new operator) からは、作物については前年度のその農場の販売価額、家畜及び畜産物については前年度に居た農場の販売価額の報告を求めるものとし、前年度に農場をもたなかつた新設の経営主らは、現在の農場からあびうる販売価額の推定額を聽取るよう規定している。(U.S. Bureau of the Census; Enumerator's Reference Manual-1950 Census of the U. S., p. 100)

また新設の養畜経営でなくとも、過去一ヶ年の実績が価値限度に達しないかぎり当然除外されるわけであるから、わが国に支配的な一頭の乳牛飼育のとき場合、過去一ヶ年に含まれる搾乳期間の長短等の関係から、その価値限度に達する実績を挙げたかどうかは外的的には判定できな。

このような実績主義による矛盾が生ずるのは、代表的な養畜部門を例にとれば、生産手段としての家畜の価値でなく、その畜産物の価額が標識とされてくるからにほかならない。元來農業センサスによる調査は、生産物よりもむし

る生産手段等についての静態的項目に重点がおかれるべきであり、畜産部面の調査でも畜産物よりもむしろ家畜の種類・頭数等を知ることが目的であるにもかかわらず、調査限界に畜産物の価値が基準とされるならば、たとえいかに高い生産能力をもち、またいかに大規模の家畜飼育も、たまたま過去一ヶ年の実績を伴わないかぎり、家畜飼育そのものとしては調査範囲外におかれることを意味する。この場合、価値実績をいかにみるかについても、役畜飼育の場合の畜力（とくに質耕の場合の質耕料）と種畜飼育の場合の種付（料）等の見方については問題がある。なお一般に山羊・鶏等の小家畜の飼育規模の具体的限界は、実績如何でかなり大きな個別的差異を生ずる。

(2) つぎに、調査技術的な点からみれば、実績による動態的調査事項としては、センサスにおける生産物に関する調査事項（作物の生産量・反当収量等）がそうであるが、この場合、それを物量でなく価値量として調査するのであるから、その価値量をいかに正確に把握しうるかが問題となる。申告又は聴取りの場合、農家が自給部分の評価額を含む生産価額を正確に答えることは容易でないが、実際に売却した販売価額なら大体記憶によつても答えられるであろう。しかし、問題は事実そのままの正しい答が求められるかどうかである。

一般に、物量に関する調査事項でも多少とも内輪に申告される傾向があるが、とくに税金等の懸念を伴いやすい販売価額について正確な答えを求めるることは、ほとんど期待しえないのでなかろうか。形式的に申告そのままを採用するとせば、相当大規模の家畜飼育のものでも——新設の場合でなくとも——過去一ヶ年の販売価額を限度以下に答えれば、調査範囲外に落ちることを防ぎえないであろう。とすれば、調査者の側でなんらかのチェック（Checking）の要があるが、組合出荷等を行うもの等については、組合で取扱つた各人の販売価額をチェックしうる便宜もありうるが、個別販売のものについては、容易にその販売価額はもちろん販売量すらおさえうる途がない。とくに微妙な最低

限界附近にある場合は、販売量と販売単価の如何によつて限界を上下することになるが、このためその単価の季節的変動に即して販売時期毎の販売数量から販売価額を推計することは、ほとんど不可能といわねばならない。たとえその推計の可能ありとしても、個々についてかかる煩雑な手数をかけることは、特殊調査でもなければ、センサスとしては到底許されないことであらう。

これに対し、生産価額は、自給分の評価等の難点はあるにしても、少くとも物量的には、生産量が販売量に比し遙に正確に把握できるから、それにより大体の生産価額を推定することは、さほど困難ではない。しかも、実際の販売価額については、原則として被調査者の申告に絶対性を認めざるをえないが、生産価額には自給分の評価を含むこと自体が調査員の公正な判断の介入する余地が与えられる。

なお、アメリカの農業センサスには、センサス個票の調査項目のうちに、作物・家畜等の生産価額及び販売価額に関する項目も含まれ、その絶対額が調査されることになつてゐるが、わが国では特殊の農家経済調査・生産費調査等を除いて、従来から価値的な調査項目を欠き、一九五〇年センサスの調査項目にも価額の絶対額に関する調査項目は含まれていない。ただ、この調査領域を決定するための価値基準（販売価額一円四角）と農家（抽出調査の農家のみ）の産業分類の際の商品生産農業と非商品生産農業とを区分する限界（販売価額三万円）に関するのみ価額を調査する要があるが、それは單にそれぞれの限界を判別するためであるから、必ずしも販売価額の絶対額が要求されていない。

(註) アメリカの農業センサスでは、一八四〇年の第一回のセンサスにすでに物量的項目と並んで生産価額に関する項目が現われており、さらに一八五〇年の第二回センサスには生産手段の価値項目が追加され、一八八〇年センサスにはこれら価値統計の擴充が行われたが、一九三〇年に至りて新たに生産物の販売価額に関する項目が調査されることになった。(この詳しい経過については、E. F. Elliott; *The 1930 Census of Agriculture, Journal of Farm Economics*, Jan. 1931 参照。)

それ以来生産物については、その生産価額と販売価額とが並行的に調査されていたが、一九五〇年センサスでは、生産価額の項目は除かれて、販売価額のみの調査となつた。

これに対し、わが国の農業センサスには、從来から価値統計的な項目が含まれてないが、そのことは必ずしも調査として劣つてゐることを意味しない。わが国でも、形式的に価値的な項目を加えて、申告又は聽取りによつて調査を行ふことは困難ではないが、その申告の価値額に果して信憑性を期しうるかどうかが問題なのである。アメリカの農業センサスの調査票には、価値項目記入欄が設けられているが、作物別や生産手段の種類別に設けられてなく、主要作物以外は小粒穀類・飼料作物類・果実蔬菜類等に一括され、また土地・建物の価値額等をも一欄に記入するような形式になつてゐる。このような大胆な形式をとりながら、調査員への手引をみても、むつかしい価値的な把握にならぬ調査技術的な指針もチェックの方法も与えられていないのであるから、単に申告をそのまま受取るほかはないわけである。このような source から作られるアメリカ農業に関する価値統計がいかに rough なものは想像に余りある。

さらに、面積基準との例外規定の価値基準を、主として耕種と養畜の両部門のそれぞれの基準としてみれば、前述の生産物と生産手段との矛盾の面だけでなく、面積基準による耕種の限度は必ずしも商品化農業を前提としないに對し、販売価額基準による養畜の限度は一定の商品化を前提とすることになり、両部門の限界設定の論理に一貫性を欠くことになる。(もつとも、二つの基準を耕種のみに限定すれば、一定の面積限界以下のものについては、商品化農業のみを拾い上げるということは矛盾ではない)

なお、センサスにおける価値標識については、それが單に調査領域の価値限界を劃するためのものか、さらにいわゆる經濟的な階層区分 (economic classification) との関連性をもつかどうかの問題がある。アメリカの農業センサスでは、前述のことく、從来生産価額がもつばら前者のための価値標識として用ひられたが、一九四五年センサスには、この生産価額が同時に農場の經濟的階層区分 (五区分) の基本標識に用ひられるに至つた。ついで、一九五〇年センサスでは階層区分の標識を生産価額から販売価額に切りかえて、区分を商業的農場の規模区分 (六階層) に変える

とともに、販売価額が農場の最低限界の価値標識にも採用されることになつた。すなわち、最近アメリカのセンサスで最低限界の標識を販売価額に変更したのは、このような経済的な階層区分との有機的関連のもとになされたのであるが、わが国の一九五〇年センサスでは、両者の有機的関連はなくして、販売価額の方が採用されているのである。とすれば、単に最低限界だけの価値標識としては、すでに検討したように、一九四五年以前のアメリカのセンサスの場合のごとく生産価額を採用した方が合理的と思われる。

(3) 最後に、価値標識に生産価額をとるにせよ販売価額をとるにせよ、同期のセンサスでも前述のごとく価格の地域差及び季節的変動——過去一カ年の実績主義による場合——によつて調査領域の具体的限界が影響されるが、さらに年次的には農産物の価格水準の変化によつてその平均的な限界がかなり動かされ、そのことだけでセンサスの農場数に相当の増減を生じうることである。とくに、一〇年乃至五年を周期とする定期的なセンサスでは、その国の経済事情がよほど安定してて、農産物価格水準に著しい変化のない条件が存在しないかぎり、価額標識による調査限界をもつセンサス結果が時系列比較に堪えなくなる危険が多分にある。

アメリカのごとく、その国の経済構造が比較的鞏固で物価水準＝貨幣価値が比較的の安定している国でも、次表に示すように、一九一〇年センサスで生産価額標識をとつて以来一九四〇年までは農産物価格水準に比較的の変動はなかつたが、その後一九四五五年には一九一〇年頃の水準の約二倍に上昇し、このため、一九四〇年センサスでは調査限界外の農場とみられてしたもので一九四五五年センサスに新たにセンサス農場として現われた数が約一五〇万に上ると推定されたり。¹⁰ (R. J. Janssen and A. J. King : *The Master Sample of Agriculture-Journal of the American Statistical Association*, March 1945) その後も、やむなく、農産物価格が上昇を続ける情勢にあつて、前述のく

とく一九五〇年センサスには生産額基準二五〇ドルから販売価額基準一五〇ドルに切り替えられたのである。この切替えは、具体的な最低限界の引上げを意味しており、一九五〇年センサスの農場数（約五三八万）は、一九四五年センサス農場数（約五八六万）に比し四八万余の減少を示したが、この減少の一部は明らかにこの農家の定義の変更にもとづくものとみられてくる。（1950 Census of Agriculture, vol. II）これにつきアメリカでも価値標識のもつ限界の浮動性に対し強い反省が起つてゐる。

わが国のように、農産物価格水準がきわめて不安定であり、しかも貨幣価値自体につねに変動的要因を孕んでいる国において、センサス農家の限界に価値基準をとることは、いつそうそれのもの前記の浮動的欠陥が大きく現われることを避けえない。とくに例外規定の主たる対象とする高級園芸・畜産・養蚕等の生産物の価格の不安定性は、普通作物等に比して遙に大であるから、その影響は拡大的に現われる。

アメリカ農業センサスにおける農場の最低限度と価格変動

セ ン サ ス 年 次	面積基準 3エーカー 以下 の 農場の割 合	生 產 物 價 値 基 準	農業者受取 価格指數 (1909.8 -1910.7 = 100)	農場の最低限度と価格変動	
				生 產 額 基 準	販 賣 價 額 基 準
1880	.1	ドル	500		
1890			500		
1900	.7				
1910	.3	250			103
1920	.3	250			212
1925	.2	250			156
1930	.7	250			125
1935	.5	250			109
1940	.6	250			100
1945	1.7	250			206
1950	1.4		150		256

[備考]

- (1) U.S.A., 1950 Census of Agriculture, vol. II による。
- (2) 1860年までは、全然最低限度の規定なく 1870年に面積基準（3エーカー）並に価値基準（販売価額500ドル）による最低限度が設定。
- (3) 面積基準は1870年来、3エーカーに固定。
- (4) 価値基準は、1900年センサスではなく、面積基準以下では農作業又は管理に少なくとも1人の専従者を要するものを農場とすると規定している。この規定は、1910年及び1920年センサスにも、価値基準とともに残されていた。

このような従属的な価値基準のもつ欠陥を是正するためには、それを面積基準と同様の不変な物的基準に切り替えることによつて達成されるであろう。もちろん、養畜・養蚕・園芸のごとく種類の異なるものに共通の一元的な物的基準を設けることは困難であるが、その種類に応じ調査技術的に可能な限度において、多元的に具体的な基準を設ければよい。それは一見形式的に繁雑のことであるが、調査技術的には一元的な価値基準よりも遙に容易であり且つ主觀が介入することなくして、その限界を測しうるのである。しかも、その種類毎の物的標識を生産物の規模でなく、その種類の特質に応じた生産手段を基準に選ぶならば、耕種面の面積基準と論理的に一貫するばかりでなく、調査技術的にも、前記の価値基準の共通にもつ生産物を対象とした動態的実績主義から、静態的現状主義に転化し、耕種と養畜との間の調査領域設定上の矛盾が解消しうることになるのである。しかして、両者間及び個々の家畜別の具体的基準の間には、必ずしも直接的な価値上の関連を考慮するを要せず、それぞれの調査技術的の可能限界によつて決定すればよいのである。(調査技術的には、静態的な養畜規模は、耕種における土地のごとく散在的でないから、その基準をいくら引下げても土地面積に比し遙に正確且つ容易に把握できる。)

それでは具体的にいかなる物的標識を選ぶかということであるが、まず代表的な養畜部門については、一般に飼育規模の指標として用いられる飼育頭(羽)数をとることが適當であろう。

現に、わが国の一九五〇年センサスにも、調査員の調査単位の選定にあたり、中小家畜には次のとき具体的な標準を示して、これ以上飼育のものは「注意して年間收入を質ねねばならない」(農林省『一九五〇年世界農業センサスにおける農業事業体名簿作成の手引』)としている。

山羊(搾乳用)、めん羊(羊毛採取用) 二頭以上

農業センサスにおける農家の定義

豚

めす 一頭々

普通兎（毛用、肉用）

一一〇匹々

アンゴラ兎（毛用）

一〇〇匹々

にわとり、あひる（採卵用）

一一〇羽々

養蜂

一〇群々

この標準の根拠は明らかでないが、前述のことくその生産物の販売価額基準（一万円）に該当する具体的標準とすれば——元來その的確な具体的標準は与え難いが——一般に、畜産物の自家消費の少いわが国の農家の現状からみて、かなり高すぎる標準と思われる。したがつて、この標準だけからも、実際は販売価額基準に達した畜産經營がかなり脱落したと思われる。

なお、アメリカの一九五〇年センサスでは、前掲の調査員手引（ibid. p. 64）には、都市地域の面積基準（三エーカー）以下の養鶏及び養蜂に関し、次の具体的標準を示している。——(1)にわとり一〇〇羽以上または一九四九年産卵量三〇〇ダース以上のもの、(2)養蜂三群以上。

養蚕部門については、その經營規模としては通常掃立卵量（又は産糞量）がとられるから、これの基準を設けてもよいが、いわゆる調査時点の生産手段による静態的な現状主義からいえば、調査技術的な限度としては桑園面積による面積基準を適用すればよいであろう。なお、養蚕業は本来商品生産的に営まれていてから、何を標識にとるとしても、調査技術的には耕種・養畜に比し遙に容易であろう。

一九五〇年農業センサス後に行われた緊急養蚕業基本調査（昭和二七・一二・一）では、その調査対象を養蚕又は栽桑を行ふ農家とし、その農家は世界農業センサスにおける農業の定義に該当するものとしているが、「但し養蚕を行わないで經營していいる桑園が一畝歩未満（見積桑園を含む）の農家はこの調査の対象としない」として、一部桑園面積基準を採用している。

なお、かつての系統農会の会員資格が大体当時の農家の法的資格とみなされるが、それには次のとく明らかに農家の規模の最低限界が除外規定の形で示されており、しかもそれは、耕種について耕地面積（但し小作地のみ）、養蚕については獨立卵量のそれぞれ二つの物的基準をもつ注目すべき規定である。當時耕種を伴わざる養蚕についてはほとんど重要性をもたなかつたためか、この規定にはとりあげられていない。

農会法（大正二・四・一二）第十一條の会員資格なきもの

一、一反歩未満の他人の土地に於て行う耕種

二、一カ年を通じ椎製蚕種四枚未満又はこれに相当する蚕種の掃立を行う養蚕

三、前二号に掲ぐるもの併せて行う農業

最後に、例外規定の対象とするもので最も厄介なのは、特殊の集約的な土地利用を伴ういわゆる高等園芸的な農業であつて、これは面積基準を低くすればするほど、例外規定なしにその限界内に入つてくるが、それに充分なほど面積基準を下げるいかぎり、基準以下のこの種の耕種の取扱いが問題となる。この場合も、生産物を中心とする実績主義でなく主として生産手段を重視する現状主義に立つとすれば、単なる耕地の集約度利用（露地栽培的なもの）を除いて特殊の人工的な設備、すなわち温室・フレーム（野菜・果実・花物の促成栽培用）・石垣（苺の半促成栽培用）・地下室・あなぐら・小屋（マッシュルーム・椎茸栽培用等）等の人工的な資本設備を有するもの——必要とあればその坪数等に限度を設けて——のみを対象とすればよいであろう。また、とくに高度の露地栽培等にも例外規定を設ける要あらば、これららの栽培に限つて、例外的な低い面積基準を設けることもできよう。

（註）わが国の一九五〇年センサスの例外規定適用の耕種は、（イ）促成栽培、（ロ）半促成栽培、（ハ）軟化栽培、（ニ）露地で行う高級野菜・果樹・花類の栽培、（メ）野菜・果樹・花類などの種子・苗・苗木・球根・塊莖などの生産、（リ）薬用植物の栽培、（リ）特用商

品作物の栽培、(ア)マッシュルーム・椎茸の栽培の八種の形態に限つては、そのうち特殊の人工設備を要するものは、大体(イ)、(ロ)、(ハ)の三種である。なお、アメリカの農業センサスでも、面積基準以下の特殊の農業形態を例示しているが、都市地域の具体的な調査対象として、前記の養鶏・養蜂の規模とともに、温室 greenhouse 又は養樹園 nursery は、その面積の如何にかかわらず調査すべきことを提示している。

以上、農業センサスにおける調査単位としての農家の最低限度の設定のしかたについて、わが国の一九五〇年世界農業センサスにおける農家の定義を対象として一通り検討したが、その指摘した欠陥は、実際の調査結果からも逆に証明されうるのである。とりわけ、価値基準のもつ不適格性は、販売価額について調査上多大の手数を要したであろうが、面積基準以下でそれに該当するものが全国で僅か八千余戸といふ到底常識的にも納得できかねる結果となつて現われている。

一九五〇年農業センサス結果からの検討

(1) 面積基準——これが現実にどれだけの意義をもつかは、わが国ではその基準以下の耕作戸数及びその耕地面積が判明していないから、その判定は困難である。

(註) アメリカでは、前述のように、農業センサスと同時に行う人口センサスによつてセンサス外の農場及びその農場面積も推計されているので、センサス農場の最低限界のもつ意義が判定できるようになつてはいる。一九四六年の推定によると、アメリカにおける農業センサスの定義に該当する「センサス農場」の数は六、五八二、〇〇〇に対し、規模が小さく除外される「センサス外農場」の数は實に五、二〇七、〇〇〇、すなわち两者合計数の約四五%にも上るという。しかも総農業生産額においてセンサス外農場の生産額の占める割合は僅か一・八%になつてはいる。

したがつて、從来の漠然たる農家の定義にもとづく昭和二二年の臨時農業センサス結果について、この新らしい面積基準を準用してみれば、その一反歩未満農家数は三一六、八五四戸（調査総農家数の五・四%）——うち五畝未満の戸数一一二・六〇九

戸（調査総農家数の一・九%）——含まれていることが判明しているから（農林省統計調査部『一反歩未満の農家の概況』一二二・八・一臨時農業センサス），これから一九五〇年センサスの農家の面積基準によつて、A地域一反歩未満、B地域の五畝未満のものを合計すると一四五、七九七戸になる。（近藤康男編『日本農業の統計的分析』三六頁。）つまり、五畝以上一反歩未満の農家約二〇万戸のうち、A地域の三万戸が調査圈外に落され、B地域の一七万戸が圈内に入ることになる。いずれにしても、從来の不正確な定義のもとに農家とみなされたものの相当数が新しい定義によつてかえつて振り落され、全体としては調査限度を引下げるよりも、むしろ引上げた結果になつてゐる。（ところで、一九五〇年センサスでは、このようなA・B両地域の面積基準を区別するという方法をとりながら、その集計の上で、従来通りの三反歩未満の戸数を一括して、一反歩未満の戸数を明らかにしていなかっため、前のセンサスとの結果上の比較等を全く不可能にしている。当然一反歩未満を区分して、府県別にその戸数を計出すべきであつた。）

②価値基準——面積基準以下で生産物販売価額一万円以上のものが、例外規定の農家として拾い出された数は、全国僅か八、四〇二戸（うち北海道一、一〇七戸）を算するにすぎず、一町村平均一戸にも当らない少數である。この非常識な結果は、価値基準そのものの決め方に因るものではなく、調査技術上の不備・粗漏によるものとはいえる。養畜だけをとつても、この例外規定の数は、明かに不当である。たとえば、昭和一五年の農林統計の改正によつて新に追加された「土地を耕作せざる農家」数は大体二万戸に上つており、戦中戦後にかけての畜産の衰退によつてその戸数も減少したとはいえ、少くとも一六一七年の水準に復興したとみられる二五年（実績としては二四年）には、当然従来の定義による土地を耕作せざる畜産を営む農家戸数でさえ二万戸前後はあるはずである。また二四年の家畜センサスによる土地を耕作せざる農家の家畜種類別飼養戸数が約一万七千戸あり、そのうち役畜（役肉用牛・馬）を除いた用畜飼養戸数がすでに約一万六千戸、その他非農家の用畜飼養戸数が約一三二万戸（うち土地を耕作するもの約三四万二千戸）に上る。そのうち、養豚をとつても、非農家の養豚戸数が五万四千余戸あり、そのうち前記の標準の二頭以上飼育のものに限つても約二万戸が存在しているのである。したがつて、養豚だけの例外規定農家でも

八千戸を遙に突破しているはずである。

このような非常識な結果は、その後もこの農家の定義を踏襲して、毎年定期センサスの補完調査として実施している農業動態調査（毎年二月一日）において、いつそう拡大されて現われているのである。すなわち、この数年来畜産は目覚しい勃興を遂げ戰前以上の一水準に達している事実にもかかわらず、農業動態調査による例外規定の農家は二八年にはかえつて四千戸に減少し、二九年では二五年と同様の八千戸台を示しているにすぎない。要するに、価値基準は現実の調査においても全く生産統計的な調査限界の意義を喪失していることを物語つている。

（註）アメリカの農業センサスにおいても、センサス農場の価値標準によるものが不當に見落される傾向のあることが指摘される。その一つの資料として、センサスの定義の二つの基準による農場数を、一九四五年農業センサスの結果と一九四七年の全国冷害調査からの推定値と対比して示せば、下表のごとくであり、生産価額基準だけのセンサス農家は冷害調査からの推定値の約 $\frac{1}{4}$ となつてゐる。

×

×

×

以上顧みて、農家の定義をほぼ検討しえたと思われるものは、主として農業センサスにおける調査単位すなわち技術的な生産単位としての農家に関する面であつて、さらに進んで本来の社会経済的意味をもつ農家の概念規定とその統計的定義のありかたについては、農家のいわゆる階層区分——グループ分けの一環として、その方法論の中で解決さるべきことを指摘するに止まつた。その展開は、次の機会に果したいと思う。（一九五四・一一・三）

アメリカにおけるセンサスの定義による農場数

	連邦農業センサス (1945.4.1)	全国冷害調査 (1947.1.1) 推定値と標準偏差
センサス農場総数	5,859,000	6,582,000 ± 5%
生産価額の点だけで農場とされるもの	99,000	690,000 ± 20%
面積の点だけで……	552,000	747,000 ± 20%
上の双方の点で……	5,208,000	5,147,000 ± 6%

[備考] J. T. Jensen, op. cit.